

# MEXCBT を活用した中学生向け地震・津波防災 e ラーニング教材の 掲載用コンテンツ等制作業務 仕様書

## 1 業務委託名

MEXCBT を活用した中学生向け地震・津波防災 e ラーニング教材の掲載用コンテンツ等制作業務

## 2 業務目的

本県では、令和2年度から、マイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を活用した教材を学校に展開し、防災教育に取り組んでいる。

小学校等には、現在、風水害及び地震・津波の冊子教材（「風水害から命を守るひろしまマイ・タイムライン<sup>※1</sup>」及び「地震・津波から命を守るひろしまマイ・タイムライン<sup>※1</sup>」）を配布。いざというときの早めの避難行動につなげるため、児童に災害の自分ごと化を促すとともに、命を守るための防災知識や行動を学習した上で、児童が家族と一緒にマイ・タイムラインを作成する取組を推進している。

また、中学校等には、現在、文部科学省のCBTシステム（以下「MEXCBT<sup>※2</sup>」という。）を活用して「ひろしま大雨防災 e ラーニング<sup>※3</sup>」を展開。小学校等で学んだ防災知識の振り返りや発展的な学習を通じて、風水害から命を守るための、より実践的な学びの機会を提供している。

防災教育は、子どもの頃からの積み重ねが重要である。このため、今回、風水害と同様に地震・津波についても中学校等向けの防災 e ラーニング教材を新たに制作することとした。本教材は、小学校等で学んだ地震・津波の防災知識を振り返り、さらに発展的な学習を行うことで、生徒の防災知識の理解・定着を図り、いざというときに自ら判断して適切な行動を取る実践力を育成することを目的として制作する。

※1 風水害から命を守るひろしまマイ・タイムライン、地震・津波から命を守るひろしまマイ・タイムライン

【参考】広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/shogakusei-mytimeline.html>)

※2 MEXCBT

児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる文部科学省が開発した公的CBTプラットフォームであり、令和3年12月より、全国の小・中・高等学校等で活用が開始されている。

【参考】文部科学省ホームページ

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00001.html))

※3 ひろしま大雨防災 e ラーニング

【参考】広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/hiroshimabousai-elearning.html>)

### 3 制作する教材（概要）

今回、新たに制作する教材の概要は、次表のとおり。

名称	ひろしま地震・津波防災 e ラーニング																																		
主な対象	中学生（1～3年生）																																		
教材を活用して 目指すこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震・津波から命を守るために必要な知識を習得すること。</li> <li>・ 身近な場所の被災リスクを理解し、地震・津波を自分ごととして捉えられるようになること。</li> <li>・ 平時には主体的に必要な備えを進め、地震発生時には、自らの判断により、命を守る適切な行動ができるようになること。</li> </ul>																																		
構成等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単元</th> <th>動画</th> <th>演習問題</th> <th>マイ・タイムライン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎単元</td> <td>単元①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="3">動画で学習した内容を演習問題で確認し、防災知識の理解・定着を図る。</td> </tr> <tr> <td>単元②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単元③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">応用単元</td> <td>単元④</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="2">シミュレーション課題やマイ・タイムラインシートを通じて、地震の発生前、発生時、発生後に求められる具体的な行動を自ら考え、実践できる力を養う。</td> </tr> <tr> <td>単元⑤</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					単元		動画	演習問題	マイ・タイムライン	備考	基礎単元	単元①	○	○		動画で学習した内容を演習問題で確認し、防災知識の理解・定着を図る。	単元②	○	○		単元③	○	○		応用単元	単元④		○		シミュレーション課題やマイ・タイムラインシートを通じて、地震の発生前、発生時、発生後に求められる具体的な行動を自ら考え、実践できる力を養う。	単元⑤		○	○
単元		動画	演習問題	マイ・タイムライン	備考																														
基礎単元	単元①	○	○		動画で学習した内容を演習問題で確認し、防災知識の理解・定着を図る。																														
	単元②	○	○																																
	単元③	○	○																																
応用単元	単元④		○		シミュレーション課題やマイ・タイムラインシートを通じて、地震の発生前、発生時、発生後に求められる具体的な行動を自ら考え、実践できる力を養う。																														
	単元⑤		○	○																															
	<p>※ 各単元の詳細は、以下参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別紙1 単元構成案</li> <li>・ 別紙2 動画シナリオ案</li> <li>・ 別紙3 演習問題案</li> <li>・ 別紙4 マイ・タイムラインシート項目案</li> </ul>																																		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MEXCBT に掲載（動画は YouTube にも掲載）。</li> <li>・ 全ての中学校等が無料で利用可能。</li> <li>・ 授業での活用はもとより、生徒が一人であっても、PC やタブレットを使用して、前向きかつ主体的に学習に取り組むことができる。</li> <li>・ 短時間でも学習可能（一単元の所要時間は 20～25 分程度を想定）。</li> </ul>																																		

### 4 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 5 業務内容

次の (1) ~ (3) に記載する業務を実施すること。

### (1) MEXCBT に掲載する防災 e ラーニング教材のコンテンツ制作

MEXCBT に掲載する防災 e ラーニング教材として、以下ア～ウのコンテンツを制作すること。なお、コンテンツの制作にあたり、以下エの内容に留意すること。

#### ア 動画 (単元①～③)

- ・ 別紙 2 をもとに、イラスト、写真、映像、アニメーション等を活用し、字幕や音声、ナレーションが入った動画を制作すること。
- ・ 一単元につき、基本的には動画 1 本を制作すること。但し、MEXCBT の仕様上の制約により、やむを得ない場合は、一単元につき最大 2 本まで動画を分割することも可とする。
- ・ 一単元あたりの動画の長さは、合計で 8 ~ 13 分程度とすること。
- ・ ファイル形式は mp4 とし、動画 1 本あたりのデータサイズは、最大 200MB (MEXCBT に掲載可能な最大容量) とすること。

#### イ 演習問題 (単元①～⑤)

- ・ 別紙 3 をもとに、MEXCBT の仕様に沿った画面のデザイン構成及び画面構成に必要なデザインパーツ等を制作すること。  
(制作イメージ：別紙 5 参照、MEXCBT への掲載イメージ：別紙 6 参照)。
- ・ 別紙 3 の中で、画像又は動画の作成を必要としている問題 (「○」と表記) は、問題の趣旨や解説等の理解を深めるための画像又は動画を作成し、挿入すること。
- ・ デザインパーツ及び画像のファイル形式は jpg とすること。
- ・ 動画のファイル形式は mp4 とし、動画 1 本あたりのデータサイズは、最大 200MB (MEXCBT に掲載可能な最大容量) とすること。

#### ウ 中学生向け地震・津波マイ・タイムラインシート (単元⑤)

- ・ 別紙 4 をもとに、本コンテンツで学習した内容を振り返り、自らの避難や備え等を具体的に考えることができる「中学生向け地震・津波マイ・タイムラインシート (以下「シート」という。)」のデジタルデータを制作すること。
- ・ シートのファイル形式は、docx 及び pdf とすること。
- ・ 生徒がタブレット上で簡単にシートを作成できるようにすること。
- ・ 中学校の印刷機で、A4 両面カラー印刷及び白黒印刷ができるようにすること。
- ・ シートは、単元⑤の演習問題終了後に、コンテンツ内から県が作成したホームページに遷移して使用することを想定している。
- ・ シートの制作にあたり、小学生向け冊子教材「地震・津波から命を守るひろしまマイ・タイムライン (小学生 4・5・6 年生)」の P19、P20 も参考にすること。

## エ 留意事項

### (ア) 制作上の工夫

- ・ 生徒が一人でも前向きかつ主体的に学習できるよう工夫すること。
- ・ 防災知識の定着や、生徒の理解度を高める効果的な工夫を取り入れること。

### (イ) 素材

- ・ コンテンツに使用するイラスト、写真、映像、アニメーション等（以下「素材」という。）は、原則として、受託者側で制作又は調達するものとする。但し、県が過去に制作した教材など、県が著作権等を有する素材については、事前に県に確認した上で、これらを使用することは可とする。

#### 【広島県が過去に制作した教材（例）】

- ・ ひろしま大雨防災 e ラーニング
- ・ 風水害から命を守るひろしまマイ・タイムライン
- ・ 地震・津波から命を守るひろしまマイ・タイムライン
- ・ ひろしま防災ハンドブック

### (ウ) 権利

- ・ 全てのコンテンツの著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）及び肖像権は、納品日以降、県に帰属する。但し、コンテンツに使用する写真や映像などの素材が、以下全ての条件を満たす場合は、これら素材の権利を県に帰属することを必ずしも求めない。

#### 【素材の権利を県に帰属しない条件】

- ・ 受託者が契約日以前より権利を有する素材、もしくは第三者が権利を有する素材であること。
- ・ 県が MEXCBT 以外の不特定多数が閲覧できるプラットフォームに、本コンテンツを掲載しようとした場合に、一切の許諾や素材使用の対価の支払いを必要とすることなく、本コンテンツを掲載できること。
- ・ 契約終了後もコンテンツ及びその素材の活用にあたり支障が生じないよう、著作権や肖像権については、受託者側で適切な措置を講じること。

### (エ) MEXCBT

- ・ 本仕様書に示すもののほか、別紙 7 「MEXCBT の規格等について」も参照し、その規格内で使用できるコンテンツを制作すること。
- ・ MEXCBT に掲載可能なデータ形式への変換作業及び MEXCBT へのコンテンツ掲載作業は、本業務に含まない。

#### (オ) 監修

- ・ 本教材は、県が広島大学の監修を受けて制作する。
- ・ 別紙1～4は、事前に監修先の指導を受けて制作しているため、基本的には別紙の内容どおりにコンテンツを制作することが望ましい。但し、受託者の創意工夫に基づく提案により、上記3の教材概要を逸脱しない範囲で別紙1～4の一部を改変することは、可とする。
- ・ 制作されたコンテンツの監修先への確認は、原則として県が行う。
- ・ 制作過程の中で、監修先の指導等を踏まえ、別紙1～4の内容を一部修正する可能性がある。なお、内容について大幅な修正を必要とする状況が生じた場合は、県と受託者で対応を協議する。

#### (カ) 制作スケジュール、進め方

- ・ 契約締結後、まずは各コンテンツ別、各単元別の制作スケジュール案を提出し、県の承諾を得てから制作を進めること。なお、途中でやむを得ず、スケジュールに変更が生じる場合は、その理由と変更後のスケジュール案を予め示した上で、必ず県の承諾を得ること。
- ・ イメージ案（動画のラフな絵コンテ案や、演習問題のラフなイラストイメージ案など）、当初案、最終案など、制作は段階的に県の確認を受けながら、進めること。

#### (キ) その他

- ・ コンテンツ全体を通して、ビジュアルや音声等、統一性、一貫性を図ること。なお、過去に制作した「ひろしま大雨防災eラーニング」との間で、必ずしも統一性、一貫性を図る必要はない。
- ・ コンテンツのデータサイズについては、学校の通信環境を考慮し、可能な限り圧縮することが望ましい。
- ・ 県と関係先（文部科学省など）との調整の中で、県から受託者に対し、内容の軽微な修正を求める場合があるので、対応すること。

### (2) 周知用チラシの制作・印刷

防災eラーニング教材（本教材及び「ひろしま大雨防災eラーニング」）を、広く県内の中学校等教職員向けに周知するためのチラシを、以下ア～ウにより制作・印刷・納品すること。

#### ア 制作上の工夫

- ・ 中学校等教職員に対し、防災eラーニング教材の活用を効果的に訴求するため、教材の特長や活用メリットを分かりやすく伝える工夫を行うこと。

#### イ デザイン

- ・ チラシ1種類のデザインを行うこと。
- ・ データの形式は、aiデータ及びpdfデータとする。

#### ウ チラシの印刷・梱包・納品

- ・ チラシの規格や数量については、次のとおりとする。  
(規格・仕様) A4 両面、4C／4C、コート紙、90kg  
(数量) 1,000 枚
- ・ 50 枚を 1 セットとして帯封でくくり、1,000 枚をクラフト用紙で梱包すること。
- ・ クラフト用紙で梱包したチラシを段ボールへ入れること。
- ・ 広島県危機管理監みんなで減災推進課（県庁北館 4 階）に納品すること。

※ 参考：別紙 8（現在配布している（「ひろしま大雨防災 e ラーニング」周知用チラシ））

#### (3) 使い方マニュアルの制作（教員用・生徒用）

次のア及びイにより、本教材及び「ひろしま大雨防災 e ラーニング」で共通使用できる使い方マニュアルを制作すること。

##### ア 制作方法

県が別途提示する修正イメージをもとに、既存の別紙 9 「ひろしま大雨防災 e ラーニング使い方マニュアル教員用」及び別紙 10 「ひろしま大雨防災 e ラーニング使い方マニュアル生徒用」のデータを修正することによる。

##### イ データの形式

pdf データ

### 6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにするとともに、事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、受託者の業務実施体制としては、教育教材や e ラーニング教材の制作について、一定の実績がある者を参画させることが望ましい。

### 7 打合せ協議

本業務の遂行にあたっては、県と受託者は契約後速やかに打合せ協議を実施するものとする。

また、適宜打合せを実施することとし、県から打合せ協議を求められた場合は、受託者は速やかに対応すること。

## 8 制作スケジュール

制作物については、次表の優先順位により制作を進めた上で、完成したもの（県が求める全ての修正等が反映されたもの）から、順次、県に納品すること。なお、次表の「納品時期（目処）」までに納品が完了することが望ましい。

優先順位	制作物	納品時期（目処）
第1位	MEXCBT に掲載する防災 e ラーニング教材のコンテンツ	令和8年10月31日
第2位	周知用チラシ（電子データ）	令和8年11月30日
第3位	周知用チラシ（紙1,000部）	令和8年12月31日
第4位	使い方マニュアル（教員用・生徒用）	令和9年3月31日

## 9 成果物の提出等

受託者は、業務完了後、速やかに次のものを県へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 制作したコンテンツ等一式  
※ 制作した電子データは、全て CD-ROM 又は DVD-ROM に格納して納品すること。
- (3) その他県と受託者との打ち合わせにより必要と認められるもの

## 10 特記事項

本仕様書に別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 再委託
  - ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る県の承認を得る必要がある。
  - イ 受託者は、再委託先の行為については全責任を負うこと。
- (2) 個人情報保護  
受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 秘密保護
  - ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
  - イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を制約しなければならない。再委託先についても同様とする。
- (4) 成果の帰属
  - ア 本業務による成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び肖像権は、納品日以降県に帰属する。
  - イ 業務の成果品等に、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本県は、業務の成果品等を利用するため必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

- ウ 本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。なお、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は県と協議を行うこと。